

# 倍力装置、ブレーキバルブ修理仕様書

## (目的)

第1条 本仕様書は、当局営業所在籍車両の倍力装置、ブレーキバルブ修理に適用する。

## (修理の種類)

- 第2条 1 車検整備に併せて行う定期交換品の修理。  
2 1項以外に行う臨時交換品の修理。

## (修理上の注意)

- 第3条 1 修理内容は、当該品の分解、清掃、点検及び別途指示する部品の内、当該修理品に該当する部品の交換修理とし、交換部品には純正部品を使用すること。  
2 修理の内容が当局の指示の内容を超えて行わなければならない事情が生じたときは、速やかに当局に連絡し、協議すること。  
3 交換部品は次のとおりとする。  
倍力装置：リペアキット、プラグ、ニップル、プロテクター、全ナット、全ボルト、プッシュロッド、スイッチ、コネクターAssy、油脂  
ブレーキバルブ：リペアキット、ピン、ペダルカバー、プランジャ、スクリュウ、スナップリング、S/P キット、バルブシート、ピストン、サイレンサー、リレーピストン、油脂

## (ユニット品の取扱)

- 第4条 1 当局に在庫しているユニット品については、予め貸与する。ただし、当局で在庫していないものについては、請負業者で準備すること。  
2 ユニット品の搬出は、当局係員へ必ず預かり書を提出し契約期間満了とともに、速やかに返却すること。

## (搬出及び搬入)

- 第5条 1 定期修理については、当局で発行する車検整備予定表に記載する場所へ車検開始日の前日までに搬入すること。また搬出は車検整備完了後速やかに行うこととする。ただし、日時の設定は搬入、搬出先と連絡調整し行うこと。  
2 臨時修理については、当局営業所整備係責任者と調整後、搬入、搬出を行うこと。

## (納品書の発行)

- 第6条 修理完了後、当該係員に納品書番号、年月日、車号、形状寸法、修理金額を明記した社印入りの納品書を2部提出すること。  
修理完了品は、次の予定に備え業者にて保管すること。

## (費用負担)

- 第7条 修理品の搬出から搬入に要する費用は、業者負担とする。また、搬出より搬入検査完了までの一切の事故についても同様とする。  
ユニット品の準備費用は、業者負担とする。

## (疑義の決定)

- 第8条 本仕様書によるも疑義が生じた場合には、直ちに当局と協議し当局の裁定に従うものとする。

## (履行期間)

- 第9条 令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 倍力装置・ブレーキバルブ修理単価

品名	修理単価	予定数量	型式
倍力装置分解修理 ( 1 個 )	円	276個	LR234、LR290 LV234、LV290 MP37F、MP38F
ブレーキバルブ分解修理 ( 1 個 )	円	104個	HU8J、HL2AN KV234、KV290

予定数量は、令和6年度実績を参考として算出した数値であり、発注数を保証するものではない。  
修理単価には、ペースト・バキュームオイル等が含まれる。使用部品はすべて純正部品を使用すること。